



平成 26 年 5 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社ミロク情報サービス
代表者名 代表取締役社長 是枝周樹
(コード番号 9928 東証第 1 部)
問合せ先 経営管理本部長 滝本訓夫
(TEL. 03-5361-6369)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を本年 6 月 27 日開催予定の第 37 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 定款変更の目的

取締役社長が株主総会を招集し議長となることとするため、現行定款第 15 条（招集権者および議長）に所要の変更を行うものであります。また、中長期経営ビジョン（平成 23 年度～平成 28 年度）のもと業容の拡大に備えるとともに、コーポレート・ガバナンス（企業統治）を強化し、強固な経営基盤を確立することを目的として、第 19 条（取締役の員数）に所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成 26 年 6 月 27 日

定款変更の効力発生予定日 平成 26 年 6 月 27 日

以上

(別紙)

定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(招集権者および議長)</p> <p>第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役<u>会長</u>がこれを招集し、議長となる。取締役<u>会長</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は<u>7</u>名以内とする。</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役<u>社長</u>がこれを招集し、議長となる。取締役<u>社長</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は<u>11</u>名以内とする。</p>

以上